生活情報 INFORMATION

水巻町役場	☎ 201-4321 FAX 201-4423
中央公民館	☎ 201-0401 FAX 201-0411
南部公民館	☎ 202-2472 FAX 202-2473
総合運動公園 ・スポーツ振興係 ・テニスコート	☎ 201-4000 ☎ 201-5757
いきいきほーる 健康課	☎ 202-3212 FAX 202-3621
子育て 支援センター	☎ 203-5772 FAX 203-5806
ほっとステーション （児童少年相談センター）	☎ 203-1555 FAX 203-1553
図書館	☎ 201-5000 FAX 201-0995
歴史資料館	☎ 201-0999
障害者福祉センター	☎ 201-0794
サクラほーる（高齢者福祉センター）	☎ 201-3344
北九州市上下水道局 ・お客様センター ・西部工事事務所	☎ 582-3031 ☎ 644-7820
コミュニティ無線 確認ダイヤル	☎ 201-9119
郡内火災発生 確認ダイヤル	☎（0180）999-998
遠賀中間休日急病センター ★休日救急医療★	☎ 282-9919

緊急事態宣言発令のため
公共施設の閉館を早めます

本来、午後8時以降に閉館する施設は、午後8時に閉館します。

★中央公民館・南部公民館
★染工房・陶芸室
★スポーツ施設（屋内・屋外）
★いきいきほーる

お知らせ

ごみの減量化・再資源化 家具などを展示販売

ごみの減量化・再資源化を進めるため、ごみとして出された家具などを再生し、展示販売します。

●**展示・受付期間** 3月1日（月）～6日（土）午前9時～午後4時30分
※3月7日（日）は午前11時30分までです。
●**ところ** 中間・遠賀リサイクルプラザ（中間市大字垣生）
●**対　象** 遠賀郡または中間市に住んでいる人
●**展示品** たんす、食器棚、テーブルなど100点程度
●**抽選日** 3月7日（日）受け付け終了後
●**搬出期限** 3月13日（土）正午
※購入品の配達は行いませんので各自で搬出してください。
●**申し込み・問い合わせ** 中間・遠賀リサイクルプラザ☎2455374番

下水道排水設備責任技術者 新規・更新登録申請

●**とき** 2月1日（月）～15日（月）
●**対　象** 福岡県下水道協会の責任技術者試験合格者（更新の場合は更新講習を受講した人）
●**費　用** 2000円
●**持ってくるもの** ▽排水設備工事責任技術者登録申請書（更新の場合は継続登録申請書）
※申請書は、役場下水道課窓口や町ホームページで取得できます。
▽写真2枚（縦36㎜×横24㎜）
▽責任技術者試験合格証の写し（更新の場合は責任技術者更新講習修了証の写し）
※いずれも有効期限内のものに限ります。
▽誓約書、住民票、印鑑
●**申し込み・問い合わせ** 役場下水道課

令和2年7月豪雨 災害義援金の受け付け

福岡県・熊本県など昨年7月の大雨災害で被災された人を支援するため、公共施設などで義援金を受け付けています。11月30日現在で総額9万173円の義援金が寄せられました。引き続きご協力をお願いします。
【公共施設の募金箱】
●**ところ** 役場住民係、中央公民館、南部公民館、いきいきほーる、図書館・歴史資料館
【郵便振替】
●**郵便振替先**
▽口座名　日赤令和2年7月豪雨災害義援金
▽口座番号　00110-8-588189
※受領証が必要な人は、通信欄に受領証希望と記入してください。
【共通事項】
●**受付期限** 3月31日（水）
●**問い合わせ** 詳しくは役場生活支援係へ

受講しませんか 防火管理者の新規講習会

●**とき**
▽3月3日（水）・4日（木）
▽3月10日（水）・11日（木）
●**ところ** 遠賀郡消防本部4階多目的ホール（遠賀町広渡）
●**定　員** 各20人（先着順）
●**費　用** 3920円
●**申込期限** 3月2日（火）
●**申し込み・問い合わせ** 詳しくは遠賀消防本部予防課☎2933局8125番へ

3月までに出産予定の人に 商品券を配布しています

6月2日以降に出生した赤ちゃんがいる世帯に1万円分の商品券を窓口で配布（受取期限：1月29日）しています。
●**持ってくるもの** 母子健康手帳、本人確認書類、印鑑
●**対　象** 令和2年6月1日から引き続き水巻町に住んでいて、令和3年3月までに出産の予定がある人
●**問い合わせ** 役場産業振興係

生活支援商品券 期限までに忘れずに使用を！

皆さんにお届けした生活支援商品券の使用期限は「令和3年1月31日（日）」までとなっています。期限を過ぎますと使用できませんので注意してください。
●**問い合わせ** 役場産業振興係

新型コロナウイルス感染の疑い

▷平日 8：30-17：15
宗像・遠賀保健福祉環境事務所
☎（0940）36-6098
▷夜間・休日
保健所夜間休日緊急連絡番号
☎（092）471-0264

休日にマイナンバーカード 受取専用窓口を開設

マイナンバーカードの作成手続きを行うと、約1か月後に役場から交付はがきが届きます。受け取った人は期限までに、マイナンバーカードを取りに来てください。マイナンバーカードの休日受取専用窓口を2月中は2日間、開設します。平日の受け取りが困難な人はぜひ活用してください。
●**とき** 2月6日（土）・28日（日）午前9時～正午
●**ところ** 役場住民係
●**内　容** マイナンバーカードの受け取り
※新規作成など、その他の手続きはできません。
●**問い合わせ** 役場住民係

募集

任期付職員（常勤）を募集 あなたの力を水巻町の力に

●**採用予定数** ▽保育士　2人
▽保健師　1人
●**雇用期間** 4月1日～最大3年間
●**対　象** 次の全てを満たす人
▽職務に必要な資格を持つ
▽基本的なパソコン操作ができる
▽普通自動車を運転できる
●**申込方法** 役場人事秘書係窓口や郵送で申し込んでください。
※募集要項・申込書は役場人事秘書係窓口や町ホームページで取得できます。
※面接日は後日、通知します。
●**申込期限** 1月29日（金）
●**問い合わせ** 役場人事秘書係

子育て中のパパママを応援 離乳食を学びませんか

●**とき** 3月2日（火）午後1時～2時
※受け付けは午後0時50分からです。
●**ところ** いきいきほーる
●**対　象** 妊婦や1歳6か月までの乳児を育児中の人
●**内　容**
▽**講　話** 離乳食はなぜ必要？（乳幼児の体の仕組みと離乳食の関係）
▽**ビデオ** 離乳食初期の作り方（調理器具・レンジの活用法など、基本から応用編まで）
▽**比　較** 食材ごとの形態を確認（月齢ごとの1日量を準備。固さの確認もできます）
●**定　員** 40人（初回優先）
●**持ってくるもの** バスタオル、母子健康手帳、筆記用具、飲み物、ハンカチ
●**申込期限** 2月24日（水）
※託児はありません。預けることができる場合は預けて参加してください。同伴する場合はベビーカーや抱っこで一緒に参加できます。
●**新型コロナ対策**
▽乳幼児以外は必ずマスクを着用してください。
▽37・5度以上の場合は参加できません。
▽家族に発熱、咳、鼻汁、のどの痛み、味覚・嗅覚異常などの症状がある場合、参加できません。
●**申し込み・問い合わせ** いきいきほーる健康課

相談

さまざまなストレスが多く… こころの健康相談

こころの病にかかる人が増え、精神の健康を保つことがますます重要です。こころの病は誰でもかかる可能性がある病気。自分・家族・周囲の人のこころの健康が気になるとき、相談してみませんか。
●**相談員** 精神保健福祉士
●**相談・問い合わせ** 福岡県精神保健福祉センター☎（092）582局7500番

社会福祉協議会の 相談事業

【弁護士の無料法律相談】
●**とき** 2月8日（月）・24日（水）午後1時～4時
●**ところ** 社会福祉協議会（いきいきほーる2階）
●**定　員** 各7人（先着順）
●**対　象** 町内に住んでいる人
●**申込開始** 2月2日（火）午前8時30分
【住民相談員の住民相談】
日常の悩みを一人で抱え込まずに相談してください。電話で相談することもできます。
●**とき** 毎週月曜日・金曜日（祝日は除く）午後1時～4時
※受け付けは3時30分までです。
●**ところ** 社会福祉協議会（いきいきほーる2階）
【行政相談委員の行政相談】
行政相談では総務大臣から委嘱を受けた行政相談委員が相談を受け付けています。行政に対する意見や要望、苦情など、電話で相談してください。
●**とき** 2月8日（月）午後1時～4時
※受け付けは3時30分までです。
●**問い合わせ** 社会福祉協議会☎2022局3700番

みずまろエコバッグ販売スタート

●問い合わせ 役場広報係

環境にやさしい「みずまろエコバッグ（4種・11色）」を販売

●販売価格　1個100円（税込）
●販売期間　**2月1日（月）～**
※数量限定のため、売り切れ次第終了します。
●販売場所　役場2階広報係窓口
※購入後の返品・交換はできません。
※1人5個まで購入できます。

みずまろと水巻町は環境にやさしい
エコバッグをおススメしています

町県民税・国民健康保険税の申告

場所　中央公民館大ホール

●問い合わせ　役場住民税係☎201局4321番

左記の日程で申告相談を受け付けます。申告相談を行う人は、申告会場入口の番号札を取って、場内で待機してください。

※例年と会場が異なりますので注意してください。

※入口で検温を行い、37・5度以上ある場合、入場できません。また、マスクを着用していない場合も入場できません。

※換気を行うため、暖かい服装で来てください。

※駐車場は限りがありますので、ゆめあいバスなど公共交通機関を利用してください。

申告に必要な書類

申告する内容で必要書類が異なります。主な必要書類は次のとおりです。

①令和2年中の収入が分かる書類

▽給与所得の源泉徴収票
▽公的年金などの源泉徴収票
▽報酬、謝礼などの支払調書
▽個人事業・農業・不動産業などの収支内訳書
▽保険の満期など一時所得の支払明細
▽個人年金の支払明細

②所得控除額の分かる書類

▽国民年金保険料控除証明書
▽任意継続の健康保険、建設国保などの保険料領収書
▽地震保険料、生命保険料の控除証明書
▽障害者手帳、療育手帳（本人・扶養親族）
▽寄付金控除用領収証
▽医療費控除・セルフメディケーション税制の明細書

③その他

▽印鑑
▽マイナンバーカード・通知カード
▽本人名義の通帳の口座番号
※通知カードを持ってくる場合は免許証や保険証などの本人確認書類も必要です。

無収入などの簡易申告

簡易申告は、収入や扶養親族などの記入をして役場住民税係窓口に提出するだけで申告を済ませることができる手続きです。ただし、簡易申告では各種所得控除を受けることができません。

●簡易申告の対象者の例

▽無収入の人
▽給与収入96万5000円以下の人
▽遺族年金や障害年金などの非課税収入のみの人

時　間

午前9時～午後4時

※午前8時30分から中央公民館大ホール前で番号札を配布します。

地区割

混雑を避けるために、各地区指定日での申告に協力をお願いします。

今回の申告期間は、混雑を避けるために、例年よりも長めに設定し、地区割を細かくしています。

※都合がつかず、指定日以外の日に来るときは連絡の必要はありません。

▷公的年金のみの申告

2月	8日(月)	猪熊一丁目～六丁目
	9日(火)	猪熊七丁目～九丁目
	10日(水)	鯉口　伊左座
	12日(金)	吉田東　吉田西
	15日(月)	下二東　下二西
	16日(火)	美吉野　吉田南 吉田団地
	17日(水)	高松　緑ケ丘 おかの台
	18日(木)	中央　高尾 立屋敷　宮尾台
	19日(金)	二東　二西
	22日(月)	梅ノ木団地
	24日(水)	杁　古賀 樋口　樋口東
	25日(木)	頃末北　頃末南

▷公的年金以外の申告

2月	26日(金)	杁　中央　鯉口 頃末南　吉田団地
3月	1日(月)	
	2日(火)	高松　伊左座 下二東　下二西
	3日(水)	
	4日(木)	古賀　頃末北 吉田西　吉田南
	5日(金)	
	8日(月)	二東　二西 高尾　美吉野
	9日(火)	
	10日(水)	宮尾台　緑ケ丘 おかの台 梅ノ木団地
	11日(木)	
	12日(金)	猪熊　樋口　樋口東 立屋敷　吉田東
	15日(月)	

町県民税の申告が必要かどうかを確認しましょう　申告フローチャート

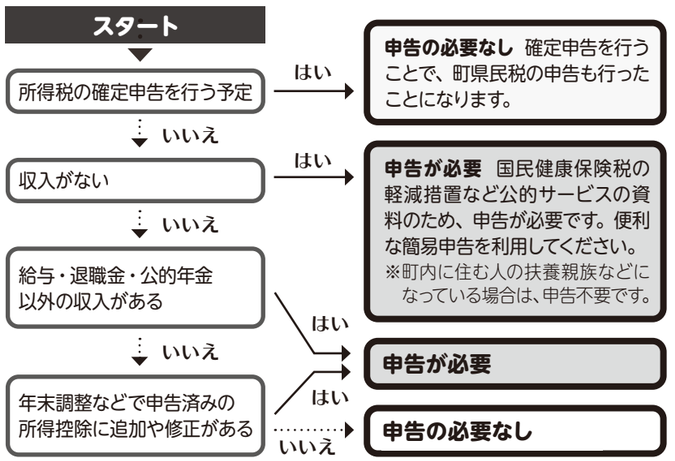

※申告の対象者は令和3年1月1日に水巻町に住んでいる人です。1月2日以降に転入した人が申告をする場合、前住所地に問い合わせてください。

※勤務先から給与支払報告書が役場へ提出されない場合、給与所得のみの人であっても、申告をしてもらうことがあります。

申告できる場所は

役場だけじゃない!

●問い合わせ　若松税務署☎761-2536

町役場の申告会場では、次の相談は受け付けできませんので注意してください。

▶株式の譲渡所得
▶不動産の譲渡所得
▶住宅借入金等特別控除（住宅ローン控除）

例年1月下旬に開設している「遠賀コミュニティセンター会場」は開設しません。

①若松税務署

●と　き　1月25日(月)～3月15日(月)
午前9時～午後4時
※土曜日・日曜日・祝日は除きます。
※「入場整理券」が必要です。入場整理券は会場で当日配付しますが、2月1日分以降はLINEアプリでも事前発行をしています。

②AIMビル（JR小倉駅前）

●と　き　2月21日(日)、28日(日)
午前9時～午後4時

③インターネット

パソコンやスマートフォンで24時間申告することもできます。ぜひ利用してください。

●と　き　3月15日(月)まで

確定申告が必要となる人は、次のとおりです。例外も多くありますので、詳しくは国税庁ホームページで確認するか、若松税務署に問い合わせてください。

●対象者

▷自営業をしている
▷年末調整が済んでいない
▷地代や家賃収入、配当金など給与以外の所得がある
▷扶養控除や社会保険料控除、医療費控除、住宅ローン控除などを受けたい
▷個人年金や生命保険の満期保険金などを受け取った

●問い合わせ　若松税務署☎761-2536

町営住宅の入居者を募集

申し込みは1月25日から受け付けます

●**申込期限**　2月5日（金）
●**公開抽選日**　3月5日（金）
●**入居可能日**　3月26日（金）
●**申込資格**　次の条件を全て満たす人
①町内に住所または勤務先がある
②同居している親族・同居しようとする親族がある（結婚予定者を含む）
※年齢などで単身入居ができる場合があります。
③申込者と同居親族の収入の合計が入居収入基準以下である
④住宅に困っている
⑤入居する世帯の全員が町営住宅内で円満な社会生活ができる
⑥税などの滞納がない
⑦暴力団員ではない

裁量階層世帯は収入基準が緩和されます

高齢者・障がい者世帯などは裁量階層世帯と呼ばれ、収入基準が緩やかになります。

問い合わせは役場町営住宅係窓口へ

必要な条件や提出書類などがあるため、詳しくは問い合わせてください。

●問い合わせ　役場町営住宅係☎201-4321

●収入基準の年収早見表／年間総収入額（税込）

世帯階層	収入月額	申込者以外の同居の扶養親族の人数		
		0人	1人	2人
一般	158,000円以下	2,967,999円以下	3,511,999円以下	3,995,999円以下
裁量	214,000円以下	3,887,999円以下	4,363,999円以下	4,835,999円以下

※給与所得者が1人で、そのほかに収入のある人がなく、また同居の扶養親族の控除以外には各種の控除がない場合の収入基準です。

●町営住宅（空き家）入居者募集戸数

町営住宅	間取り	階数・構造	家賃（円）	戸数
高松	6-6-4.5-K	4階・RC造5階建	18,000	1
二	6-6-DK	4階・RC造4階建	12,100～23,800	1
鯉口	6-6-6-K	3階・RC造5階建	20,000	1
	6-6-6-K（車いす対応）	1階・RC造5階建	21,000	1
【共通事項】 ▷応募者が多い場合は、抽選で入居者を決めます。 ▷車いす対応住宅への申し込みには、条件があります。 【二町営住宅】 ▷入居者の収入に応じて家賃を設定します。			合　計	4

毎年の申請が必要です

就学援助の申請

●申し込み・問い合わせ
役場学校教育係☎201-4321

公立の小・中学校に在学・入学する子どものために、教育費の一部を援助する制度があります。

●対　象
▷生活保護法に定められた「要保護者」と同程度に困窮している人
▷特に補助の必要があると認められる人
※生活保護法の教育扶助を受けている人は除きます。

●援助内容　学校給食費、学用品費、新入学学用品費、修学旅行費、校外活動費
※新入学学用品費のみ入学前に前倒しで支給しています。

●申込期限
▷在校生　　3月31日（水）
▷新1年生　入学式当日

●注意点
▷申込期限後の申請は、翌月分からの支給となります。必ず期限内に手続きをしてください。
▷就学援助の認定は、前年の所得などで判断します。現在認定を受けていても、毎年申請が必要です。

●持ってくるもの
▷世帯全員のマイナンバーカードまたは通知カード
※令和3年1月1日以降に転入した人やマイナンバーカードの提示に同意しない人は、生計を同一にする人の令和2年中の所得を確認できる書類が必要です。
▷借家の人のみ、月額家賃が分かるもの（契約書や口座引き落とし額が分かる通帳）
▷印鑑　▷通帳

町独自 新型コロナ支援策
事業者へ家賃を最大60万円支援！

新型コロナの影響で、売り上げの急減に直面する町内事業者の事業継続を下支えするため、町は独自に家賃を一部支援します。

●支援金額　下表の月額支援額の6倍
▷法　人　最大60万円
▷個　人　最大30万円

	月額賃料	月額支援額
法人	75万円以下	月額賃料÷15
	75万円超	5万円＋（月額賃料－75万円）÷30
個人	37万5千円以下	月額賃料÷15
	37万5千円超	2万5千円＋（月額賃料－37万5千円）÷30

●交付方法　指定口座へ振り込み

●対　象　次の全てを満たすもの
▷国の「家賃支援給付金」または県の「福岡県家賃軽減支援金」の給付決定を受けた
▷町内に事業所がある
▷家賃・地代などの賃料を支払っている

●申込方法　次の書類をそろえ、役場産業振興係に郵送で申し込んでください
▷交付申請書
▷交付金の振込先口座の通帳コピー
▷本人確認ができる書類（個人のみ）
▷「家賃支援給付金」または「福岡県家賃軽減支援金」の給付決定を受けたことが分かる書類
※詳しくは町ホームページで確認してください。

●申込期限　3月19日（金）
●問い合わせ　役場産業振興係☎201-4321

国の「家賃支援給付金」の申請期限（特段の事情がある場合1月31日）がせまっていますので、お早めに！

あなたの可能性を
水巻のまちづくりへ
町職員募集

職種 一級建築士

7月から一緒に働く職員を募集します。意欲のある一級建築士の応募を待っています。

●対　象　昭和58年4月2日以降に生まれ、一級建築士の資格を有する人
●1次試験日
4月1日（木）～18日（日）の希望する日
●1次試験会場　希望するSPIテストセンター会場
●1次試験内容　SPI3（能力検査・性格検査）
●申込方法　町ホームページから申込書を取得し、役場人事秘書係窓口や簡易書留郵便で**3月19日（金）**までに申し込んでください。
●問い合わせ　役場人事秘書係☎201-4321

町で働いてみませんか
会計年度任用
職員募集

職種
一般事務　給食調理員　保育士　図書司書　看護師　保健師など

事前に希望する職種などを登録していただき、必要に応じて登録者から条件に合う人を採用します。

●対　象　▷地方公務員法第16条に準じ、その欠格事項に該当しない人
▷保育士・図書司書・看護師・保健師などは、職務に必要な資格を持っている人または取得見込みの人

●登録期間　4月1日（木）～1年間
●勤務時間　午前8時30分～午後5時15分
※職場で異なることがあります。

●日　給　▷一般事務職・給食調理員　7,172円
▷保育士・図書司書　7,624円
▷看護師　8,677円
▷保健師・管理栄養士・助産師　9,309円
※各種手当などもあります。

●申込方法　**3月12日（金）**までに役場人事秘書係窓口で申し込んでください。申込書は、役場人事秘書係窓口や町ホームページで取得できます。

●問い合わせ　役場人事秘書係☎201-4321

あんしん情報名簿に登録しませんか？

●問い合わせ　役場高齢者支援係☎201-4321

町では日頃からの見守りや災害時の避難に支援が必要な人に、あんしん情報名簿への登録を勧めています。
名簿に登録することによって、地域の人たちや消防署などの関係機関による支援を受けやすくなります。
対象者には1月末に登録申請書を郵送しますので、必要事項を記入し、2月末までに返送してください。

登録申請書の送付対象外の人も登録が可能です。日頃からの見守りや災害時に支援が必要で登録を希望する人は、問い合わせてください。

●対　象
- 介護保険の要介護3～5の認定を受けている人
- 身体障害者手帳1・2級の交付を受けている人（下肢・体幹・視覚・聴覚のいずれかを含む場合のみ）
- 精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている人
- 療育手帳のA判定を受けている人
- あんしん情報キットや避難行動要支援者台帳に登録している人
- その他、登録を希望する人

償却資産の申告
事業者の皆さんは忘れずに

償却資産の申告は、資産の多少に関わらず申告が必要です。前年中に資産の変動がないときや事業をやめたときなども必ず令和3年1月1日時点の状況を申告してください。
前年の申告者には、12月中旬に案内書を送っています。初めて申告する人や案内書が届いていない人は、問い合わせてください。

●対　象　次の条件を満たす法人・個人
▷町内で事業（会社・不動産・農業など）を行っている
▷事業のために利用する償却資産を所有している

●償却資産の例

共通項目	
パソコン、ルームエアコン、レジスター、看板、舗装	
業種ごとの事例	
事　務	机、椅子、ロッカー、コピー機、LAN配線
喫茶・飲食	食卓、ちゅう房用品、カラオケ、冷蔵庫
理容・美容	理・美容椅子、消毒殺菌器、タオル蒸器
食肉・鮮魚販売	冷凍機、肉切断機、冷蔵庫、電子はかり
自動車修理	旋盤、プレス、圧縮機、測定・検査工具
金属加工	旋盤、ボール盤、フライス盤、圧縮機
アパート賃貸	外構、塀、外灯、ごみ置き場、駐輪場
農　業	精米機、乾燥機、ビニールハウス

※土地・家屋以外の固定資産が償却資産です。

●申告期限　2月1日（月）
●問い合わせ　役場固定資産係☎201-4321